

宿泊税納入申告書

記載の手引

宿泊税の特別徴収義務者登録がお済みでない方は、納入申告の前に「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」を提出してください。なお、登録は営業許可等を受けた施設ごとに行ってください。

●申告納期限

申告納期限（納入申告書の提出と宿泊税の納入の期限）は宿泊のあった月の翌月の末日です。各月の初日から末日までの宿泊税について翌月の末日までに、「宿泊税納入申告書」により申告するとともに、その申告税額を「宿泊税納入書」により、**納入**してください。期限内の申告と納入をお願いいたします。

●申告

「宿泊税納入申告書」に、課税標準額の総数、税額、宿泊の総数（延べ宿泊人数）及び課税対象宿泊数を記載し、提出してください。

●合算申告

複数の登録宿泊施設を経営している特別徴収義務者は、申請により合算して申告納入することができます。なお、合算申告の場合には、宿泊税納入申告書の提出の際に、「宿泊税施設別明細書」を添付する必要があります。

●提出先

納入申告書は千代田都税事務所または都税事務所・支庁の窓口に出してください。郵送の場合は、下記に送付してください。控が必要な方は、控と返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

※ 巻末ページに注意事項をまとめてありますのでご参照ください。

提出・問合せ先	千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
	〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12
	TEL 03-3252-7141(代)内線 226 / 03-3525-7183(ダイヤルイン)

宿泊税納入申告書の記載のしかた

受付印

記載例

1

宿泊税納入申告書

※ 処理 事項	申告年月日	
	通 信 日	確 認
	・	・
令和 9 年 9 月 23 日		

※印の欄には記入しないでください。

千代田都税事務所長 宛

3

特別 徴収 義務 者	住 所	〒	163-◆◆◆◆	電話番号	03-(◆◆◆◆)-1234	
		都道府県	区市町村	町名		
		東京都	新宿区	◆◆町		
		丁目	番	号	ビル名等	
		1	1	1		
	個人	氏名				
		名称	株式会社 東京観光			
		代表者名	代表取締役 東京太郎			
	証 票 番 号	◆◆◆◆◆◆	この申告書に 応答する者	電話番号	03-(◆◆◆◆)-9876	
			氏名	穂照 大輔		

4	施 設	〒	163-◆◆◆◆	電話番号	03-(◆◆◆◆)-9876
		都道府県	区市町村	町名	
		東京都	新宿区	◆◆町	
		丁目	番	号	ビル名等
		1	1	1	
	名 称	東京ホテル			

1

※入力確認

5

令和	9	年	6	月分
①課税標準額の総額（1人1泊当たりの課税標準額の合計金額）				宿泊の総数（課税対象宿泊数+課税免除宿泊数）
4,567,800 円				555 泊
②税率	①×②=税額			課税対象宿泊数
100分の3	137,034 円			300 泊

5'

令和	9	年	7	月分
①課税標準額の総額（1人1泊当たりの課税標準額の合計金額）				宿泊の総数（課税対象宿泊数+課税免除宿泊数）
3,333,300 円				500 泊
②税率	①×②=税額			課税対象宿泊数
100分の3	99,999 円			250 泊

5'

令和	9	年	8	月分
①課税標準額の総額（1人1泊当たりの課税標準額の合計金額）				宿泊の総数（課税対象宿泊数+課税免除宿泊数）
3,219,800 円				543 泊
②税率	①×②=税額			課税対象宿泊数
100分の3	96,594 円			234 泊

備考 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出をお願いいたします。

提出先:持参の場合は千代田都税事務所又は施設所在地所管の都税事務所・支庁の「個人事業税班」等窓口、
郵送の場合は千代田都税事務所「宿泊税担当」あて(控の郵送が必要な場合は返信用封筒(切手貼付)を同封し
てください。)



東京都主税局

都・宿

1 「※処理事項欄」「※入力確認欄」

- ☐ 記載しないでください。

2 「提出年月日」

- ☐ 申告書の提出年月日を記入してください。

3 「特別徴収義務者」

- ☐ 特別徴収義務者の住所、郵便番号、電話番号、氏名を記載してください。特別徴収義務者が法人の場合には、法人名に加え、代表者の職、氏名を合わせて記載してください。
- ☐ 「証票番号」には、特別徴収義務者証票の右肩にある6桁の番号を記載してください。
(必ずご記入願います)

4 「施設」

- ☐ ホテル等の所在地、郵便番号、電話番号、および名称を記載してください。

5 「各月分申告」(1段目)

- ☐ 「課税標準額の総額」は、当該行為月の、1人1泊当たりの課税標準額（1人1泊1万3千円以上の宿泊料金）の合計金額を記載してください。なお、課税標準額は宿泊ごとに100円未満は切り捨ててください。
- ☐ 「税額」は、課税標準額の総額に税率（3％）を乗じた金額を記載してください。
- ☐ 「宿泊の総数」は、当該行為月の総宿泊数（課税対象宿泊数及び課税免除宿泊数）をご記載ください。

5' 「各月分申告」(2・3段目)

- ☐ 2・3段目の記載欄は、申告納期限の特例適用の指定を受けている場合に使用します。
- ☐ この指定を受けていない場合は使用しませんので、1段目のみ記載して提出してください。

～申告納入すべき宿泊税額が発生しなかった月についても納入申告書の提出をお願いします～

- 「課税標準額」が1人1泊当たりの課税標準額（1人1泊1万3千円以上の宿泊料金）を超えない場合は、「①課税標準額の総額」及び「税額」に0と記載してください。
- 「宿泊の総数」及び「課税対象宿泊数」がない場合は、それぞれの欄に「0」と記載してください。

(注意事項)

1. 申告納期限について

月末が土曜日曜、祝祭日に当たる場合は、その翌日が申告納期限となります。また、12月の申告納期限は翌年の1月4日（この日が土曜もしくは日曜の場合はその翌日）です。郵送の場合、消印の日付が納期限までのものを、期限内申告として受け付けますので、ご注意ください。

2. 「宿泊税納入申告書」について

宿泊数は延べ人数となります。課税免除とは宿泊税の対象とならなかった宿泊（1人1泊あたりの宿泊金額1万3千円未満の宿泊及び外国大使等規定に基づく課税免除の宿泊）を指します。

申告納入すべき宿泊税額が発生しなかった場合でも、課税免除宿泊数を記載して宿泊税納入申告書を提出するようお願いします。なお、合算申告における「宿泊税施設別明細書」の添付は、税額及び総宿泊数が0でない限り必要です。

3. 宿泊税申告納期限の特例について

特別徴収義務者の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合には、申請により、3ヶ月分をまとめた年4回の申告・納入とすることができる制度があります。適用の要件、受付時期等については主税局のHPをご確認ください。

現在この特例適用を受けている方は、特例用の記載例を参照のうえ、ご申告ください。

● 主税局ホームページについて

主税局ホームページアドレス… <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都主税局からの各種情報とともに、宿泊税についての「Q&A」等を掲載しています。また各種申請様式（経営休止・廃止・再開申告書、登録事項変更申請書等）を印刷することができます。